

日程第1	一般質問	……………	3
日程第2	第9号議案	督促手数料の廃止等に係る整備条例の制定について…………	4 2
日程第3	第10号議案	海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 3
日程第4	第11号議案	海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 4
日程第5	第12号議案	海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定について…	4 5
日程第6	第13号議案	平成23年度海田町一般会計予算……………	4 6
日程第7	第14号議案	平成23年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	4 6
日程第8	第15号議案	平成23年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	4 6
日程第9	第16号議案	平成23年度海田町介護保険特別会計予算……………	4 6
日程第10	第17号議案	平成23年度海田町後期高齢者医療特別会計予算……………	4 6
日程第11	第18号議案	平成23年度海田町水道事業会計予算……………	4 6
	(散 会)	……………	5 2

平成23年第2回海田町議会定例会

会 議 録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 平成23年3月4日（金）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 3月4日（金）9時00分宣告（第3日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（16名）

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員
な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（16名）

1番	大 江 康 子	2番	兼 山 益 大
3番	下 岡 憲 国	4番	住 吉 秀 公
5番	宗 像 啓 之	6番	桑 原 公 治
7番	岡 田 良 訓	8番	西 田 祐 三
9番	渡 辺 善 隆	10番	多 田 雄 一
11番	西 山 勝 子	12番	崎 本 広 美
13番	原 田 幸 治	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	三 宅 信 行
企 画 部	長	大久保 裕 通
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	野 間 宏 紀
会 計 管 理 者		永 海 房 雄
企 画 課	長	細 川 真 示
財 政 課	長	臼 井 真
総 務 課	長	植 野 敏 彦
税 務 課	長	花 本 則 之
生 活 安 全 課	長	佐々木 正 樹
住 民 課	長	伊 藤 仁 士
福 祉 課	長	窪 地 満
長 寿 保 険 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		湯 木 淳 子
都 市 整 備 課	長	飯 田 義 光
建 設 課	長	久保田 誠 司
下 水 道 課	長	武 田 昭 典
教 育	長	小 谷 桂 司
教 育 次	長	多幾山 晃 年
参 事		木 原 晴 彦
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
水 道 課	長	市 川 英 士
収 税 対 策 室	長	中 下 義 博
学 校 教 育 課 主 幹		小田原 かおり

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
主 査	森 原 宏 生
主 任	中 村 修 介

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 一 般 質 問

日程第2 第9号議案 督促手数料の廃止等に係る整備条例の制定について

日程第3 第10号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 第11号議案 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 第12号議案 海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 第13号議案 平成23年度海田町一般会計予算

日程第7 第14号議案 平成23年度海田町公共下水道事業特別会計予算

日程第8 第15号議案 平成23年度海田町国民健康保険特別会計予算

日程第9 第16号議案 平成23年度海田町介護保険特別会計予算

日程第10 第17号議案 平成23年度海田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第11 第18号議案 平成23年度海田町水道事業会計予算

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第11に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。7番、岡田議員。

○7番（岡田）おはようございます。7番、岡田です。

年末生活相談の結果について。昨年末、生活支援相談体制をとられましたが、相談者数と内容について、個人が特定できない程度でご報告ください。

また、今後、ケースワーカーなどの専門家による相談活動を継続すべきではないかと考えますが、町長の見解はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

2 番目に、つくも町の県営住宅の跡地の有効活用について。海田町には平地にまとまった土地がありません。今、これはもう入札は多分終わったと思うんですけども、県が売りに出している県営住宅跡地でまちづくりの有効活用を考えてはいかがでしょうか。一番いいのは福祉施設などを優先させるのがいいのではないかと思います。大手の建設会社が建売住宅やマンションを建設するのであれば、道路の広さを広くとったり、公園や緑地帯などの整備を義務づけてもいいのではないのでしょうか。また、工場であれば、環境に配慮した建設を町で指導することなどいいと思いますが、いかがでしょうか、町長にお尋ねいたします。

3 番目に、小・中学校のすべての教室に冷暖房設備を。冬の厳しい寒さや梅雨の湿気、夏の暑さなどは年々ひどくなっています。快適な家での生活環境から学校に行くと、寒さや暑さなどは本当に体力を消耗するし、教員の側も相当に厳しい教育の環境だと思われます。他の市町では冷暖房化を進めています。また近年、外国から偏西風などで流れてくる化学物質で光化学スモッグ警報も発せられるようになっていきます。海田町も子育ての観点から、教育環境を整える一環として予算を計画的に立てるべきではないでしょうか、お尋ねいたします。

4 番目に、子ども手当について。海田町の子ども手当の予算は幾らでしょうか。

また、本当に子どもを育てるために使われているのか、どのくらい確認されておられますでしょうか。

昨今、子どもに対する虐待など、マスコミで取り上げられています。また、給食費を払わない親がいるとも聞いております。そうした親に子ども手当は支給されているのでしょうか。

子ども手当支給状況と問題点を明らかにしてください。以上、お尋ねいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）おはようございます。今日もよろしくお願いします。

それでは、岡田議員の質問の3点目については教育委員会から、それ以外については私から答弁をいたします。

まず、年末の生活相談の状況についての質問でございますが、12月29日、30日の2日間、窓口を設けましたが、この間の来庁者は17人、電話が19件でございます。そのほとんどが通常の業務にかかわるもので、生活相談としては、来庁者2人、電話1件の状況でした。相談内容としましては、生活資金に関するものでした。

2点目の今後の取り組みについては、その時々状況により判断したいと考えております。

続きまして、つくも町の県営住宅跡地の有効活用についての質問でございますが、2月17日に入札が行われ、落札されたと聞いております。なお、ご提案の指導等については、建築基準法等関係法令に基づくもの以外は特段考えておりません。

続きまして、子ども手当についての質問でございますが、1点目については、今年度の子ども手当の予算は約5億2,000万円で、23年度では約6億9,000万円でございます。

2点目については、支給した子ども手当の使途は把握しておりません。

3点目については、虐待や給食費の滞納家庭などには、申請に基づき、子ども手当は支給しております。

4点目については、子ども手当は中学生までの子を養育する保護者の経済的な負担を軽減することに対して支給することとされており、法律に基づき支給を行っております。また、子ども手当の支給に当たっては、財源の問題、費用対効果の問題、児童養護施設の子どもへの未支給問題、給食費の滞納家庭への支給問題など多くの課題が指摘されております。しかし、平成23年度の子ども手当においては、こうしたことを踏まえて改正がなされると聞いておりますので、今後の動向を注視しながら考えてみたいと思います。

それでは、3点目につきましては、教育委員会から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）岡田議員の質問に答弁いたします。12月議会で答弁しましたように、当面、既存のもので対応し、特段に全教室にエアコンが必要であるという状況になった場合には、財政状況を勘案の上、検討していきたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それでは、再質問させていただきます。1番目の、去年の年末の生活相談なんですけれども、ほとんどが通常の業務の中の相談ということだったんですが、特段年末に差し迫ったというふうなのは2件ぐらいしかなかったというふうなことですか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）先ほど町長が答弁いたしましたように、生活相談としては来庁者が2件、電話が1件でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それでは、平成20年の年末から、20年、21年、22年と生活相談、年末のいろいろな相談をやられておると思うんですけれども、そのときは30何件とか40何件とかいうふうな格好であったと思うんですけれども、もう今はそのときのせっぱ詰まったような状況というふうなのは改善されたということではよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）基本的に20年の末に行ったのは、リーマンショック以降初めての年でございましたので、そういった意味で非常にそういう生活相談が多かったという状況がございます。昨年と一昨年については非常にそこらあたりが減少しておりまして、いわゆる生活に困窮されて、困ったからということではございませんでした。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それでしたら比較的安心というんですか、そういうふうなことですけれども、町長の行政報告やなんかもかなり数字が、一昨年とその前ですか、似通ったような数字が報告されたので、どういうふうになっておるかというのが気になっておったんですけれども。

それと、つくも町の県営の跡地なんですけれども、2月17日に入札があったということなんですけれども、12月議会ですか、副町長が、私たちは知らなかったんですが、あそこを県が売り出しておるというふうなことを言われたような記憶があるんですけれども、よく町長は、例えば福祉施設とか老人施設みたいな、ああいうふうなものを建てようと思ったら、海田町は土地がないというふうなことをよく言われよったんですけれども、ああいう、県が売りに出したというふうな、結構平地でまとまって広い面積の土地をもう少し早く、多分県も、ほかの方に知らせる前に町にはそういう売り出しますよというふうなことは当然あったと思うんですけれども、今は土地開発公社がありませんから、先行取得というのはなかなか難しいかもしれませんけれども、そういうふうな土地の、せっかく県が持っておった土地を売却するということで、もう少し何か利用方法というんですか、それを取得して利用するというふうなことは考えられなかったのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）当然に県の方からは、売り出しになる前に町に対して購入する考えはないかという問い合わせは来ておりました。しかしながら、現段階で新たな土地を購入して利用する計画はございませんでしたので、さらに、議員がおっしゃいましたように、先行取得するだけの資金も持ち合わせておりませんので、購入の意思はないというふうな回答をしたところでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）何かすごくもったいないというのか、せっかくあれだけの土地がありますし、売り出して、県が何か町で活用する方法はないんですかと言われておるわけですから、その辺のところはもう少しやっぱり長期でも考えてやるべきじゃなかったかと思うんです。今の海田警察の隣の土地、あそこも含めて、せっかく平地というか、ものすごくもったいないというか、それは予算のこともあるんでしょうけれども、もったいないような気がするんですけれども。以前あそこを立ち退くときに、県が公園にするんだというふうな格好で私たちは聞いておったんです。その後、草ぼうぼうになって、ずっとほったらかしというふうな格好で。場所もそんなに不便じゃないですからね、あそこは。そこを活用しないという手はないと思うんですけれどもね。やはり今のいろんな福祉施設とかそういうふうなものを建てるときでも、場所としてはそんなに悪いところじゃないですからね。何かもったいないというふうな気がするんですけれども。活用方法がないというても、活用方法というたら、それはいろいろ考えたらものすごく活用方法はあると思うんですけれどもね。だから、それだったら、もうここ例えばあと5年とか10年、海田で土地は必要ないというふうなお考えのように聞こえるんですけれども、そういうふうな考えなんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回策定しました総合計画において、当該地区において新たな建築物は考えておりませんので、おっしゃいました5年ぐらいのスパンでは新たな土地はあの地区では必要ないものと思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）あの地区というのは多分あの周りだと思うんですけれども、町全体としてはそうじゃないと思うんです。あそこがぽつんと離れたようなところじゃないわけですからね。やはり町全体のこととかを考えたら、あそこは何か町の主導でそれこそ活用す

べきというふうなところだと思うんですけれどもね。あそこへどこの方が土地を取得されたかよくわからないんですけれども、例えばいろんな工場が建つ、住宅が建つにしても、今の町主導によっていろいろな、道路を広くするとか緑とかいうふうな、ある程度環境に配慮したような規制みたいなことは建築基準法の関係でなかなか、そのとおりするということだったんですけれども、町主導でそういう規制というか、ここはこういうふうにしてくださいというふうなことは全くできないわけでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）当該土地につきましては、取得者の詳細な情報は開示されておきませんが、県の住宅課から聞き及んでおります限りでは、戸建て住宅を専門にしている業者が落札したやに聞いております。ですから、この場合にはこの後、分譲住宅が予想されますが、現段階では建築基準法による規制以上の上乘せ規制については考えておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）何かもったいないような気がするんです。せっかくあれだけの土地を県がどうですかと打診してきて、今は予定がないからというのは何かものすごく損失のような気もするんですけれども、それはそういうふうになりました。

学校のクーラーのことなんですけれども、12月議会で多田議員も質問されたときに、町長も教育長も精神論みたいなことを言われたような気がするんですけれどもね。暑いときには汗を流すとかいうふうな格好なんですけれども、今の状況を考えてみまして、教職員の方の職場環境、そういうふうなものも考えて、やはり精神論だけじゃどうにもならんのではないかと思います。今、例えば広島市なんかでも、10年ぐらいですか、計画的にクーラーをつけるというふうなことだったんですけれども、海田町でも一遍にぱっというふうなことにはなかなか予算の関係でいかないと思うんですけれども、やはり計画的にそういうふうなことをする、予算も計画的に立てていくということが必要なんじゃないでしょうか。今の答弁だったら、必要になったら考えるみたいなことだったんですけれども、もう今でも必要なわけなんです。全く計画もないということではなかなか、健康上の問題とか、今から隣の国から化学物質みたいなものもこちらの方にも風に乗ってくるというふうな状況が実際に出ておるわけなんです。そういう中で、暑いから窓をあけて授業をするだけではこの対策としてはまずいんじゃないかと思うんですけれども、計画的にそういうふうなことをされる考えがあるのかないのかというのをお願い

いたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）議員さんはご存じだと思いますが、学校の中には、だから、空調設備がゼロという状態ではありませんので、例えば子どもが本当に体調を崩したときには行ける保健室にはきちっとついていたたり、図書室にもそういう状況があったり、先生方が集まっていろいろ仕事やら会議等での職員室にもそういうものはついておりますし。だから、ゼロでない。今の段階においてはここまでという、それから次の段階においてはということの今の段階をご理解いただけたらというように思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）それはゼロじゃないでしょうけれどもね。大半は教室で授業をするわけなんです。もちろん先生もそうなんですよね。例えばほかの公共施設、ああいうものは、すべての部屋かどうかはわかりませんが、かなりの部分で冷暖房設備というのはついておるわけなんですよね。学校だけが、教室が多いというふうな関係で、なかなかつけられないという状況だと思うんですけれども、今の例えば広島市にしても、政令市だったら、もうちょっと大きなところだったらかなりのところで国のいろんな補助金やなんかも利用して、一遍にはそれこそ無理ですが、計画的にそういうふうなことをしよるわけですよ。だから、計画段階でもそういうふうなものを早く立ててほしいということなんです。特に耐震工事も終わったような学校は、今度は耐震工事が終わったから冷暖房の設置というふうに動いているわけなんですけれども、海田町でもそういうふうな、耐震工事も終わったと。まだ一部残っておる学校もあるんでしょうけれども、やはり計画を立てる必要があるんじゃないかと思うんです。そうしないと、ぐあいが悪くなったから保健室へ行くというふうなのではちょっと教育としてどうかなというのはあるので。そのことは教育長が一番よくご存じだと思うんですけれども、やはりその辺のところを加味して。それは財政的にはいろいろ難しいんでしょうけれども、やはり計画的に、財政もいろいろな補助金とかを、あまり補助金に頼るのがいいかどうかはわかりませんが、そういうふうにして計画を立てるということは必要じゃないかと思うんですけれども、その辺をお願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）なかなか答弁が難しいんですが、空調だけに限らず、時代に応じたようなのはその都度出てきます。例えば私の子ども時代で言えば、ITのような問題は一切

ございませんでしたから、逆に言うたら、今それぞれの学校にはそういったコンピューターームを新しくつくったというようなことも出てきますので、その都度、いろんな時代の要請によりということやら、またそれぞれの地域でのニーズに応じてという中での今の空調も一つとして私は考えていくべきだろうと思っておりますので、そういう面では、何年までにはこれをしますというような計画というのはなかなか難しいと思いますが、こういう課題としてこれが、空調としてこんなのがありますと。次にはこんなのがというような。これはあまり具体を言いよると今度、次が難しくなるんですが、例えば私なんかが一番気にしておるのは、子どもたちの生活している家庭の中で今、畳の生活というのが減ってきています。だけど、この畳の生活というのはある面、日本の文化・歴史から言うと本当に必要な中身です。そのことを学校でどうしていくかというようなことも、ある面、計画の中に、これもこの時期までにということは出せませんけれども、そういった時代の流れや将来の展望やらということを見ると本当にいろんなことがあろうというように思いますので、その点で進めていかせていただけたらということでご理解いただきたいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）今、時代の流れと言われたんですけども、それは当然そうなんですよね。どんどん技術が進歩して、そうしたらITになったり。そうしてくると当然住環境も変わってくるような格好になって、以前だったら畳の部屋があったところが、今の住宅というたらフローリングになっている。そういうふうな格好の中で、やはりこういうふうな問題というか、例えば10年前だったら、30度を超えるというたら暑い、暑いと言いつたんですけども、今はもう35度、40度ぐらいになるのが別に珍しいことじゃないわけなんですよね。やっぱりそういうふうな中で精神論というんですか、夏は汗をかかにゃいけん、外で遊ばにゃいけんということだけでは、じゃ、ほかのところはそういうふうなことはやっていないのかというたら、そうじゃないわけなんですよね。ほかの町とか市でも取りかかってきよるわけなんです。一遍には無理じゃから、それこそ計画的というふうなので計画を立ててやりよるわけなんです。だから、海田町でも計画を立ててやってくださいというので、今の答弁だったら検討もされんというふうに受け取るんですけども、やはり検討して、快適というか、最低限、今の40度近いようなところで授業をするとか、そういうふうなことは極力解消せにゃいけんと思うんですけども、教育長は検討もなかなか難しいというふうな今の答弁だった状況なので、設置なんていう

ようなことは、ちょっとこれは頭にないような感じなんですけど、検討して段階的に、広島市やなんかだったら10年ぐらいでそういうふうな方針が出ておるらしいんですけども、10年じゃそれは長過ぎる、7年にせいということなんですけれども、それぐらい、来年、再来年というふうなのじゃなくて5年とか7年とかそこらぐらいで検討とか、そういうこととしてもいいんじゃないかと思うんですけども、その辺のところをもう一度お願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）先ほども申しましたように、一切検討しないというのでなしに、年次計画的な分はなかなか出しにくい状況はございますけれども、今の流れの中で、今言ったような空調のような施設が要るなとか、例えば今のような畳の部屋があったらどうかとかいうような幾つかのものも研究の、また検討の材料を含めて、そうさせていただきながら、町のいろんな情勢の中で、財政事情が許したら段階的にまたお願いしてということも加味しながら進めていくようにやるべきだろうというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）この問題は過去にもいろいろ、12月議会でも多田議員も質問されましたし、ほかの議員もずっとやられておりますが、やはり段階的にでも、計画的に設置するような格好でお願いいたします。

それと、次の子ども手当なんですけれども、今年度は6億9,000万ですか、その中で町の一般会計からの負担分というのが1億5,000万ぐらいあると思うんですけども、町の負担分、これは一般会計から負担されるわけでしょうけれども、町の負担分そのものを、今は全額を多分現金支給のような格好になっておるんですけども、国や県はなかなか現金支給がほかのいわゆる現物支給というようなことにはならないのでしょうか、町の負担分そのものというのは、現物支給というんですか、そういうふうなことに使えるんじゃないですか。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）今の子ども手当の中身とすれば、1万3,000円をそのまま対象の子どもの保護者にお渡しするということでございますので、現物給付の部分は特別、町がそこを補うということはないというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）国で5億4,000万ですか、県で6,700万、町で1億5,000万というふうな予

算配分になっておると思うんですけども。なっておるんでしょう。まずそのところを。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）来年度で申しますと、国が約 5 億 4,800 万、それから県が 6,780 万余りの収入といいますか、補助割合でございます。歳出は、先ほど町長が答弁いたしましたように、6 億 9,000 万でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7 番（岡田）それで、国と県がそうになって、町は一般会計から 1 億 5,000 万負担するわけでしょう。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず負担割合を整理させていただきたいと思っておりますけれども、年齢によっても異なりますが、例えば来年度で申しますと、1 万 3,000 円が 2 万円になる予定でございますが、いわゆる会社勤めの方で申しますと、国が 20 分の 18、それから、会社勤めでないゼロから 3 歳の方が 6 分の 4。県の方が、会社勤めの方が 20 分の 1、町が同じく 20 分の 1。会社勤めでない方が、県が 6 分の 1、町も 6 分の 1。それから、3 歳以上の方については、国が 39 分の 29、県が 39 分の 5、町が 39 分の 5、中学生が 10 分の 10 というような形で、負担割合がそれぞれございます。先ほど申しましたように、予算総額としては約 6 億 9,000 万になろうかと思いますが、そのうちの国の方が、トータルいたしますと 5 億 4,800 万余り、県が 6,780 万余りということで、県と市町は同じ負担割合でございますので、県が負担する 6,780 万余りは町もこれを負担するということになるというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7 番（岡田）今、細かい負担割合というのがあったんですけども、町の負担分というのは必ず現金で支給せにゃいけんと、こういうふうにはしなくても、例えば今の現物支給でいろいろな施設の整備をすとか、極端に言うたら、今のクーラーの設置の一部に充てるとかいうふうなことは、しようと思うたら、ある程度できるんじゃないかと思うんですけども。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）今申したのは、支給法案に基づけば 1 万 3,000 円、2 万円になる子どももおりますが、そのあたりはすべて現金給付で行うと。国の制度では、そのほか

にそういう現物給付的なものも今後検討していくということでございますので、そこらあたりは推移を見守りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）これは全部現金給付でなくては、国や県のは現金給付になるんでしょうけれども、やっぱり町でそういうふうな支給というか、支給方法というてもいろいろあるんでしょうから、それは現物給付というか、そういうふうなのが多分できると思うんです、町の部分で。だから、それをいろいろな施策というか、そういうふうなことに回すのも可能じゃないかと思うんですけれども。

○議長（久留島）福祉課長。

○福祉課長（窪地）これは制度でございますので、それはできないと。現行では1万3,000円でございますが、1万3,000円を支給することの負担割合が先ほど申しました数字でございますので、そこを議員がおっしゃられますように切り刻んで、1万3,000円のうちの例えば2,000円をほかに回して残りをお渡しするという制度ではございませんので、そこはご理解をいただきたいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）これはいわゆる首長というんですか、トップの考え方だと思うんです。町の部分ですよね。ほかの県とかなんとかいう部分はいたしいでしょうからね。やっぱりそういうふうなのはできると思うんです。別に支給せんわけじゃないわけですからね。それを有効に使うというふうなのだったら、今の、先ほど言われたように、それじゃ、その1万3,000円、2万円が本当に子どもの役に立っておるのか、すべてがすべての家庭で子どもたちのために使われておるのかというたら、疑問なところなんですよね。まず、それはすべて子どもたちのために使われておるというふうには思われますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）議員がおっしゃいますような議論が国会でもされているということは承知しておりますが、現在国会で議論されております法案ではすべてを現金給付というふうになっておりますから、この法案がもし成立した場合には、市町村にそういったことができるわけではないと。だから、それを上乘せしてとかそういうところでしたら別でございますが、子ども手当の支給についてはそういう裁量が働かないものと思っております。ただし、議論の中ではそういった、すべてを現金給付ではなしに一部を現物給付にすべきという議論もあるのは確かでございますし、まだ法案が成立しておりませんから、

先ほど課長も申しましたが、法案は注視してまいりとうございますが、現段階では政府が提案されている法案が成立するものとして予算を組んでおりますので、その裁量権はないものというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）そう言われますけれども、やはり町の部分、それはある程度は町長なりトップの裁量権というのは働くと思はるんですけれどもね。やはりすべて現金で給付するよりも、現物というんですか、そういうふうなのがはるかに有効なわけなんですよ。だから、このたび、まだ法案が通っていないからわからないというふうなことなんですけれども、やはり現金ではなくて現物というんですか、何回も言いますけれども、いろいろな施策というか、そういうところに活用した方がより有効な活用になると思うので、これからどういうふうになるかはよくわからない面もあるんですけれども、そういうふうな活用の仕方というんですか、そういうものも裁量というか、そういうふうなのがやっぱり町長には権限があると思うんです。だから、そういう中で活用というか、そういうふうなものを考えてもらわないと、それはこれだけのものすごく、海田町全体の予算でも福祉事務所とか、この部分がかなり予算で膨らんできておるわけなんですけれども、有効に使えないというふうな格好になってくると思うんです。だから、限られた予算を有効に使おう、最大限の効果を上げようと思ったら、お金をこのままばらまきというふうな格好ではなくて、ちゃんとしたほかの子育ての施策に使うとか、そういうふうなことを要望できるように、行政というんですか、そういうものを進めてほしいんですけれども。地方としても声を上げていくということが大切だと思うんです。それは何もせんかったら、極端に言うたら、人気取りみたいな格好でばらまきという格好になって、結局、ものすごくお金を使ったけれども、子どもたちの学力が上がったとかいうふうなことになかなかならんのですよね。今のようなどんどんどんどん格差がついていく中で、やはりこの問題でもものすごく格差がつくというのはわかり切っておるんですよ。本当に子どもたちに使う方と、そうでない人というのがはっきりある程度出てくると思うんです。そういうふうな中で、やはり自治体としてこのようなせっかくの予算というんですか、これを有効に使うというか、そのことは必要じゃないかと思うんです。国から出るから、それをただ言われたとおりに使うというふうなのではなくて、やはり自治体でいろいろと考えて最高の施策というふうなところに子どもを、せっかく子育てをするということを眼目に置かれておるわけですから、そういうふうな施策に使うということ

も、これは可能だと思うんです。やはりそういう立場で国やなんかに対しても、こういう使い方に対しても物を言ってほしい、そういうふうに思うんです。ただ民主党がそういうふうなことだから、みんなにそれはそれぞれ1万3,000円なり2万円の範囲で分配するというふうなのじゃなくて、いろいろなほかの、うちはこういうふうな子育ての施策に使いますとかいうことの声을上げていかんと、それはなかなか、せつかくの予算、お金そのものが無駄になっていくというふう思うんですけれども。声を上げる。うちは子育ての方針で、こういうふうな子育てを中心として頑張っていくんだから、そういうところに予算も配分できるようにしてほしいと。そういうふうな声を上げていくというか、県に対しても国に対しても。そういうことをしていなかったら、なかなかほかの自治体というんですか、そういうふうなのと同じようになってしまう。せつかくいい方針で出ているのに、そこに対する予算的なものがどうしても要るわけですから、そういうのもしてほしいというふうに私は町長に、決意というんですか、そういうふうなのをお聞かせ願いたいんですけれども。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）もう一度申し上げますが、国のこの制度は、今提案されております法律によって施行されるものですから、町独自にこの制度を変えるというわけにはまいりません。しかしながら、議員がおっしゃられるように、国の制度として子ども手当をやる以上、すべての財源を国で持っていただきたいというのもやはり地方の声としてございますので、ここら辺は町村会を通じて、すべての財源を国で持つようにと。これは同じように、県は県分についても国で持つようにという、これは知事会の方で要望という形もしております。残りのいわゆる議長会とかそういうような団体もそういうような声を上げていらっしゃるというふうに聞いておりますので、子ども手当自体の地方負担という部分は確かにそれをほかに回しとうございますが、子ども手当のこの金額をどのように配るかについては、これは法律事項でございますので、町としてはいかようにもしたいというところでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○7番（岡田）賛否で、これを支給することに対していろんな意見がありますよね。その中で、何回も言うんですけれども、せめて町の負担分というか、上乗せ分としてあるかどうかというのはわからんのですけれども、やはりそういうふうな町の負担分そのものは有効に。町長というか、首長の方の意向というか、これはかなり働くはずなんですよ

ね。だから、そういうふうなのでもう少し、お金の支給じゃなくて施策の方にして使ってほしいというふうには思うんですけども、なかなかそれが法的にできないと。私はできないというふうなことはないと思うんですけどもね。できないというか、それはある程度の、すぐはできんというか、上から必ず使いなさいと。それは国とか県のお金だったらそうなんですけれども、町とか、例えば県の予算にしても、知事がかわったら変わるわけですから、そういうふうなことは可能だと思うんです。だから、そういうふうなところをもう少し研究して、海田町は全額じゃなくてこういうふうなところに回しますよというふうなのはできると思うんですけどもね。

○議長（久留島）岡田議員、さっき答弁があったように、制度によってできないと言われたんですが、まだ続けられますか。

○7番（岡田）それじゃ、できないというふうなことですから、それはもう少し……。私はそうじゃないと思うんですけども、これはできない、制度上そういうふうになっておるということですから、この辺ですけれども、やはりよりよい施策というか、お金の面だけじゃなくて制度としてそういうふうなことをできるようにお願いいたします。

○議長（久留島）11番、西山議員。

○11番（西山）11番、西山です。4項目数点について質問いたします。

まず初めに、第4次海田町総合計画基本計画について。前期計画の策定中において、事務事業においても説明されなかった次の2点について、なぜ説明されなかったのか、問います。

1、長期未着手都市計画道路の見直しについて。

2、畝保育所の建替えに伴うふるさと館の活用について。

次に、海田町財政収支見通しについて質問いたします。海田町財政健全化計画が平成19年11月に改定され、中期財政収支見通しが策定されました。昨年10月に平成23年から平成27年の海田町財政収支見通しを試算されました。そこで、質問いたします。

1、平成23年から平成27年の財政収支見通しは試算された数値と判断してよろしいのでしょうか。

2、海田町のホームページ、海田町の行政改革について改訂版海田町財政健全化計画も策定しておりますとありますが、策定期間はいつでしょうか。

3、新たに行財政改革実施後の財政収支見通し策定期間はいつになりますでしょうか。

次に、公会計制度の導入について。行財政運営を健全化させるためには、今、国も地

方も借金だらけでございますが、経営の視点が欠かせない時代になってきております。単式簿記と現金主義会計から複式簿記制度と発生主義会計の導入でございます。そこで、質問いたします。

1、国で論議が始まりましたが、将来、各自治体も導入する時期が参ります。現時点から研究されるお考えはございませんでしょうか。

2、現在、職員で簿記検定有資格者は何名いらっしゃるでしょうか。

3、職員を採用されるとき、採用枠の定数の一部に簿記検定有資格者を採用されるお考えはございませんでしょうか。

4、職員が資格を取る場合のバックアップは考えられないでしょうか。

次に、小・中学校の学級編制について質問いたします。今回、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部が改正され、平成23年4月1日から、小学校1年生は35人学級が施行されます。それに伴いましてもう1点法律が改正されております。市町村が地域や学校の実情に応じ柔軟に学級を編制できるような仕組みが構築されます。しかし、その施行期日は来年平成24年4月1日となっておりますが、町の方針は、この施行期日、学級編制を柔軟にできるということに対してどのようにこの1年、調査・研究なさいますでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問の4点目につきましては教育委員会から、それ以外のことについては私から答弁いたします。

まず、第4次海田町総合計画基本計画についての質問でございますが、1点目の長期未着手都市計画道路の見直しについては、たたき台の段階でございますので、基本計画には掲げておりません。今後、見直しについては最終方針を出して手続きを進めていきたいと考えております。

2点目の畝保育所の建替えに伴うふるさと館の活用についての質問でございますが、ふるさと館機能につきましては、今後検討してまいりたいと思います。

続きまして、海田町財政収支見通しについての質問でございますが、1点目については、平成22年9月補正後の一般会計予算をベースに試算したものでございます。なお、当時は第4次総合計画の実施計画を策定中であったため、確定後の実施計画に基づき、再度収支見通しの見直しを図ってまいります。

2点目につきましては、平成19年11月に策定いたしました改訂版財政健全化計画の計

画期間が平成20年度から平成24年度までであるため、平成25年度以降の次期健全化計画については、平成24年度中に策定する予定でございます。

3点目につきましては、次期健全化計画とあわせて平成24年度中に策定する予定でございます。

続きまして、公会計制度の導入についての質問でございますが、1点目については新地方公会計制度の導入に当たっては、大きく分けて、複式簿記の考え方を初期の段階から必須とする基準モデルと、暫定的な簡便法として決算統計データの活用が認められている総務省改訂モデルの2種類が国から示されております。本町におきましては現在のところ、総務省改訂モデルを基本として研究を進めているところでございます。

2点目につきましては、現在、簿記2級取得者が8名、3級取得者が4名となっております。

3点目につきましては、現在のところは考えておりません。

4点目につきましては、職務に役立つ通信講座等を受講した職員に対し、2万円を限度として受講料の2分の1の額を助成する自主研修助成制度を設けております。

それでは、4点目につきましては教育委員会から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）西山議員の質問に答弁いたします。この柔軟な学級編制の実施については、今後検討していくべき課題ではありますが、国が数カ年の計画で35人学級の実現を図る見込みがあります。現段階では特段の策を講じることはないと考えております。しかしながら、今後の情勢次第では検討すべき課題になり得る可能性が十分あると考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）再質問いたします。1項目めの質問なんですけれども、第4次海田町総合計画基本計画を策定というのは、単年度の簡単な策定ではなかったはずですね。今後、海田町の10年、基本計画は5年を策定の審議中に、もうそのときに、たたき台ですからとおっしゃいまして、まず、長期都市計画道路の未着手の見直し、これは県は数年前にやって、町がやっとたたき台を出してこられたわけです。もう審議はなされていたわけなんです。でも、今回の10年間の構想、5年間の基本計画の中にはこのことは全然盛り込まれていないわけです。だって、私たち、第4次総合基本計画を策定するときに

はこの10路線について中止になると頭に入れながら総合基本計画の策定に審査したわけではございませんね。そのままこの10年間、少なくとも5年間は都市計画道路の10路線に対して見直しをするという判断のもとで作成したわけではございませんね。

また、2番目の畝保育所の建替え計画、これは今年の2月10日に全員協議会で資料を配付されました。そのときに、どこにどのように施設規模をするかという資料をいただきました。そのときには、これはまず構想ですと。現実問題ではないんですと出されました。全協で質疑を繰り返す中で、もうあたかもふるさと館が決まったような発言が執行部からもなされました。ましてや、その計画の中には、今のそのままで改修して活用する、取り壊して新築。しかし、ここの中の改修のところでは、保育室の日当たりが悪い。これは議会としたら、日当たりが悪いところで保育ができるわけございませんので、じゃ、ふるさと館を壊して建替える。まだ築17年しかたっておりません。総合基本計画を策定する途中の審議の中で、生涯学習で公民館等の改築・修繕が出ておりました。そこで、私はこの5年の間にはふるさと館も改修が必要ではないかと発言いたしました。次に修正で出てきたのは、等が入っただけです。しかし、そのときに、では、このふるさと館の計画はもう委託で出しておきまして、こういう計画は素案がもう進行しておりますよね。でも、ふるさと館を畝保育所に建替えて、その土地を利用するということは、基本計画の策定中には1行も触れられませんでした。これは重大なことだと私は思うんです。海田の今からの10年間の構想。基本計画も前期5年しか出されておられませんけれども、本来は10年出すべきで、実施計画は5年でも構わないと思いますけれども、その中で一言も触れられていなくて、あの基本計画は昨年12月に通りました。その後ふるさと館の改築あるいは建替えが出てくるわけです。これは基本姿勢そのものが、海田町10年のまちづくりの計画を立てるのに、都市計画道路10路線をある程度廃止、また、そのときにはちゃんと構想の中にあるふるさと館を審議していたにもかかわらず、基本計画策定中には黙っている。これはどういうことでしょうか。今、行政にも議会にも透明性を求められている時代です。その中であってこういう手法をとられることについて、まずどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず、長期未着手都市計画道路の見直しについて、基本計画の審議の段階で説明しなかったかというご質問でございますが、長期未着手都市計画道路につきましては、当然に議会のご同意もいただいた本年度予算でもって着手しておった内容でご

ざいます。委託いたしまして、どういう方針を出すかという部分について検討しておりました。それと、基本計画におきましては、ですから、この10路線を当然に計画の中で新たにこの都市計画の未着手のところを着手するという計画は出しておりません。最終的にそれぞれの方針を出しましたので、できました段階で議会の方へご提示したところでございます。これにつきましても、全協、それから都計審でいろいろなご議論をいただきました。現在の段階では一たん、すべてのお示しした路線について廃止するというふうにしておりましたけれども、そのときのご議論を踏まえまして、1路線ずつ皆様方とご協議したいということで、先日の都計審でもそういう説明をしたところでございます。そういう意味では、私どもで方針を出した段階で、全協という場を通じて議会の皆様方にもお諮りしておりますし、透明度というものは保っているというふうに思っております。

2点目の畝保育所についてでございますが、これも、畝保育所を建替えるということは基本計画の中で掲げさせていただきました。それで、これも当初予算でお認めいただきました基本計画の委託業務の中で進めておりました。おっしゃいますような、ふるさと館へ持っていったらというような議論は今年になって委託の方で出てまいりました。今回3案出しておりますが、今回の3案は決して執行部といたしましては当初から並列では出しておりません。最後に我々としての一応評価をつけて、我々としてはふるさと館を建替える案が一番妥当であるというふうにしてお示しして、それぞれご意見をいただいたところです。私どもといたしましては、あのときの議論を踏まえまして、どのようにするかを今後決定していきたいと思っております。この計画につきましても、基本計画ができました段階で直ちに全協へ説明させていただきたいというお願いをしておりまして、現段階で様々な計画をつくりました段階では、必要によりましてはその途中段階におきまして全員協議会なり、もしくは各種委員会において提示させていただいておりまして、透明性については十分に確保しているものというふうに思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）答弁内容がおかしいと私は思うんです。今の都市計画道路未着手のたたき台ですと。たたき台であろうと何であろうと、関係ないんです。総合基本計画、海田町の10年間のまちづくりの道路行政、安全・安心の。それを審査するときに、もう県は、都市計画道路の進捗していないところは検討しようという、これを出しておりましたね。であるならば、第4次基本計画をずっと審査するときに、こういう事案も出ております

けれどもと言って基本計画は審査すべき問題だと私は判断しているんです。今、予算をつけなかったから、それは進めていませんと。それと、私は今、なぜ第4次基本計画策定中にこのことを提示されなかったんですかという問題なんです。それと、私はこの10路線を早く行政に説明いただきたいと議運で諮ったはずですが。行政側に持っていついています。今の段階では何も説明するものはありませんと。今答弁されているのと、実際行われてきた言動と全然違うじゃありませんか。そうであるならば、第4次基本計画の中で、都市計画道路はこれは中止にしますけれども、これを中止にするのに、住民の皆様には弊害のないように、こういう道路を考えておりますということも踏まえて基本計画を策定しないといけないはずですよ。私の認識の差がひど過ぎてあれなんですけれども。

また、畝保育所が浮上したのが、1月に入ってからです。全員協議会をしていただいたのは2月10日です。じゃ、そこまでこの委託業者はどういう業務をされていたんでしょうか。1カ月もないのに、こういう図面から何から全部出てまいりますか。私はどう考えても、そうしたら、施政方針で海田町の伝統云々からふるさと館という文言はもう消えておりますし。どちらにいたしましても、もっと透明性のある行政。今から議会の方も議会改革特別委員会で順次透明性を図ってきております。よその町には負けないような透明性を一生懸命頑張っているわけなんですけれども、一番大事な海田町の10年を決するときにこういった透明性のない行政をされる、行政そのものの資質を私は問うてしまいうんですけれども、その点をもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）同じような答弁になってしまうかも知れませんが、まず、長期未着手道路のたたき台につきましては、総合計画のご議論をいただく段階ではまだでき上がっておりませんでした。でき上がって直ちにお示ししたつもりでございます。さらにその後、確かに議運を通じての議論は存じ上げませんが、議員から再度の説明をとというのは私のところへ来られたのも、これは確かでございますが、その段階で1本ずつの、今、議員がおっしゃいましたように、1本ずつについて、じゃ、どういう代替性を持たせるのか、それから、その場合の影響はないのか、それから、昨日の崎本議員のご質問でありましたけれども、瀬野川へかかる橋をどう考えるのかとか、幾つもの検討課題をいただいております。今それを、一つずつその検討課題を踏まえてそれぞれの都市計画道路の見直しの決定をどうするかというところを考えております。これも、考えがしまし

た段階でまたご説明をしたいと思っております。基本計画の策定の段階でなぜ示さなかったかとおっしゃいます部分につきましては、どうしても、まだ決まっていなかったわけですから、その部分については決まった段階でそれぞれお示しするということで透明性は保っておると思います。

これは畝保育所についても一緒でございます。委託業者と事務方でいろいろな調査はしておりましたけれども、最終的に町長の判断でどれが適切かというランクづけ的なものをいたしましたのは、これは1月に入ってから、そういった調査費用ができてからでございます。そのもともとの議論というものと、ある程度執行部としての方針を出すというところは違います。執行部としての方針はあくまでも1月に立てまして、それを、1月に立てたわけでございますから、直ちに議会へは、こういうものをつくりましたから、ご説明の機会をいただきたいということで、日程調整の上で2月10日になったところでございます。私どもとしてはこういうものは現段階では町の、おっしゃいましたような基本的な部分につきましては、策定した段階で必ず説明の機会を設けさせていただいて、ご意見をいただくと。それを踏まえてさらに執行部として判断するという姿勢を貫いておりますので、透明性につきましては十分に確保してきているというふうに思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）決まったものを議会に報告する透明性はなされております。私の言う透明性はそれ以前の問題でございます。だから、第4次基本計画を策定するということは海田町の将来、特に道路行政というのはまちづくりの根幹をなすものでございます。そうすると、逆算して、都市計画道路見直したたき台を審議の当初ぐらいに出されて、じゃ、どのような形で海田町の都市計画道路は今後10年間どうしていこうかということなんです、結局。そうしますと、じゃ、行政のそういう行政能力がないということですか。第4次基本計画を策定する大事なものを、出てきたのが遅かったから説明をしなかったと。そのときにはこれはもう県はもっと早く出しているはずですので、そのときにもっと早く町が審議して、こういう問題は第4次総合基本計画にはどのように入れて基本計画を策定したらいいかという審議をするのが普通の行政のやることじゃないですか。これは本当に第4次基本計画の実施計画は随分、今から出すとおっしゃるんですけども、本来もう出しておかないと予算ができなかったはずと思うんですが。どちらにいたしましても、世の中では通用しないんじゃないかと私は思うんです。10年間の構想を出して、

5年間の基本計画を立てて、その1カ月、2カ月、3カ月後に海田町の都市計画道路の10路線を見直してまいりますよと。これは今後どうしようと。行政からするとあり得ないと私は判断しています。ふるさと館の件は、そうおっしゃるんでしたらそうですけれども、17年しかたっていない土地をというのは疑問に思っております。

次に、財政見通しでございますけれども、まず、10月28日に平成23年から平成27年の海田町の財政収支見通しが出されました。これは本当に試算してみましたんですね。試してみました。じゃ、このときに書かれている中で、3ページに財政見通しが歳入歳出の22年度、23年度が書かれているんですけども、23年度の地方交付税、22年度はもうほとんど決まっているはずなのに、22年度の交付税、町債は全然数値が合っていないんですが、今年度、予算を立てられております。今年度の予算編成と、この10月28日に収支見通しを出された、試算ですから、私が相手にすることはないのかもしれませんが、平成23年度の数値と今回の当初予算に上げられた数値も随分乖離があるわけです。この乖離の原因はまず何でしょうか。

続きまして、7ページにちゃんと今後の財政運営についてと書かれているんですけども、歳入の確保のためには、全部は申し上げませんが、受益者負担の適正化等、特別会計の経営健全化、使用料等の改正による受益者負担の適正化、事業全般の見直しとありますけれども、独立採算原則の徹底で、上記取り組みによる一般会計からの収支不足補てん繰入金の抑制と、ちゃんと上げてはもらわなきゃなんです。ですけども、今までの執行状況とかを見ますと、それがなされていない。うたってはいるけれども、何も改善がなされていないという予算編成をなぜなさったのかどうか。

次に、8ページに書かれておりますが、第4次総合計画及び実施計画を策定中であるため、実施計画を策定後、その計画に基づき再度収支見通しを修正しますとありますけれども、じゃ、今回の予算編成は何を根拠になされたのでしょうか。施政方針のときにも質問いたしましたけれども、本当に何を根拠に予算編成をなされたのでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）先ほどおっしゃいました収支見通しにつきましては、基本計画をご議論いただくのに、収支がどれだけかというのをある程度ご判断いただくためにお出しした資料で、町長答弁でも申しておりますように、当時の9月補正で見込みましたときの数値をもとに計算いたしました。やはりその後に扶助費の増加、それから、逆にうれしいあれは、税収がある程度戻ってきた、そういったようなところで乖離が生じております。

ですから、今回の予算編成中の試算その他をもちまして再度収支見通しはやり直したいというふうに考えております。

それから、今回の予算で、確かにおっしゃいました特別会計への繰り出しというのは継続しております。そのときの方針といたしましては、抑制に努めたいというふうにしておりましたが、現在の情勢ではそういった企業からの税収の増というような部分もありますが、まだまだ個人住民税については低い推移と。そういったところがありますので、まだ住民の方に現在負担していただくというのは難しいのではないかとというふうに現在の状況を判断いたしまして、来年度につきましても、国保、下水道、どちらの特別会計についても、赤字の補てんといたしまして、税や使用料の見直しではなしに一般会計からの繰り出しというふうな手を打ったところでございます。24年度につきましては、改めてどういう手段をとればいいのかというのをその時点で判断してまいりたいと思っております。

それから、今回の予算につきましては、基本計画をもとに実施計画も現在策定中でございますけれども、基本計画という羅針盤をもとに今回の予算を立てました。しかしながら、当時の収支見通しに比べまして扶助費が相当膨らんでまいりましたので、その部分につきましては、当初考えておりました投資的経費について若干先送りした部分もございますが、基本計画、それから基本計画のときに議会をはじめ住民の方とのいろいろな議論、そういったものを踏まえて、今回は基本計画の初年度であるという位置づけから編成した予算でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）あと、平成24年度までの財政健全化計画、もうこれは全然今の経済状況、地方交付税の歳入、県からの歳入とか、制度が随分変わっておりまして、歳入歳出とも当てはめることができない数値なんです。今、24年度まではありますので、25年度とおっしゃいましたけれども、収支見通し、この健全化計画、健全化計画でその後の収支見通し。私は大変な事業を、今、政府も不安定ですし、財源そのものも不安定ですけども、この現在の24年までの提示されている収支見通しよりも、より正確な収支見通しが出てくるような気がいたしているんです。ですから、業務的には大変かもしれませんが、もっと真剣に来年度の、来年度からは今回実施計画云々たくさんありますから、基本計画がありまして、今度実施計画、歳出が膨らんでくると思います。そういうのも含めて、やはりこの1年で新たな財政健全化計画収支見通しをやり直して新たな提示で

スタートするという方向性はお考えにならないでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず、実施計画でございますけれども、今の議会のご議論を踏まえた上で最終決定をして、近いうちにお示しできると思っております。そのお示ししました実施計画によりまして再度収支見込みはいたします。健全化計画でございますが、当然に、収支見通しが乖離しておりますから、その部分については収支見通しという形で見直しますけれども、それ以外の例えば人件費の縮減であるとか、縮減方針はいろいろと出しておりますけれども、その精神については現在も変わっておりませんので、歳入に合わせて歳出を極力コンパクトにするという部分につきましては24年までその方針でいき、それ以降のものについては、健全化計画については25年度につくりたいと。収支見通しにつきましては今後、毎年実施計画をつくってまいりますわけですから、その時点その時点で収支の見通しもつけてまいりたいというふうに思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今、人件費とおっしゃいましたから、人件費を例にとりますと、収支見通しの人件費から比べますと、結構増額になっております。そういうことも含めながら、ちょうど去年、国勢調査が行われて人口が確定し、いろいろな借金の1人当たりのバランスとか、いろいろ一番根幹をなす計画を立てるのには、スタートの時点でふさわしい、そういう面からも新たに見直すのにふさわしいと私は思っているんです。もちろん収支見通しはもう来年度は新たに出していただかないと、こんなバランスの悪い収支見通しで来年の予算審議はできないと判断しておりますので、できたら、これはあまりにも、改訂版ではありますけれども、平成19年度に出された24年度までの健全化計画はもう現在と乖離していると。それともう一つは、国勢調査が行われた後の新たないろいろな意味の数値が変わってきておりますので、1年前倒しの計画を立てる絶好の時期ではないかと判断しておりますけれども、立てられるお考えはやはりないでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）財政健全化計画につきましては現在のところ、予定どおり24年度に25年度からのものを立てるという方針に変わりはありません。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）次に参ります。公会計制度なんですけれども、確かに国は去年から論議を始めております。今もう欧米もアジアもほとんどの国がこの公会計制度で行政を行っ

ております。日本の国はすごく先進国に対しましておこなっている国なんです。東京都が2006年から実施いたしまして、随分の赤字を掘り起こし、今、随分健全な財政になってきておりますし、東京都はこのことに対しまして、東京都で開発した会計ソフトを、都道府県ですけれども、無料で提供したり、スタッフも派遣するという事業を行っております。町田市も平成12年にはこの制度を導入するように準備を進めているわけなんです。私が今回この質問を提示させていただきましたのは、最大のメリットは、事業ごとの費用対効果を客観的に明らかにすることができる。ですから、今、民主党は仕分け、仕分けと言っていますが、もう仕分けも全部そこに含まれていますので、本当に明解な会計制度になっております。ですから、総務省が恐らく変更になってくると私は予測しているんですけれども、やはり総務省からの通達がない限りは、先進的に調査・研究といえますか、この制度を導入する……。私は導入を急いでくれとは一つも言っていないんです。導入に備えて、この公会計制度の調査・研究をまずしてはどうかということなんですけれども、再度、じゃ、まず、東京都が日本の先進地ですけれども、そこで調査・研究されるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）公会計制度でございますが、町長答弁の中で申し上げましたとおり、大きく分けて二つのスタイルがございます。その基準モデルの中でもさらにそれを少し変えられたのが東京都のスタイルだというふうに思っておりますが、やはり片一方で予算・決算というのが単年度でというところについては変わっておりません。そういった事務的な手続きを考えたときには、簡便なあれで、決算統計データをある程度使うことが認められている総務省改訂モデルという方が、本町のような小規模自治体には適しているのではないかと考えておりますので、この総務省改訂モデルを使いました公会計制度につきましては、これは現在財政課の方で研究させておまして、いずれかの時点で、この公会計に基づきましたバランスシートにつきましてはご提示させていただきたいと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今の答弁は本来の公会計制度の一部にしかすぎない答弁ですが、先ほどのふるさと館の件にいたしましても、築17年で、もしも取り壊すとなれば、費用対効果、随分の負債になっていくわけですね、この制度からいきますと。そういうことは企業ではあり得ないことなんです。それをあえて提示の中にしていく。じゃ、今、財源がない

のに、どこに財源を求めて、より有効な予算を執行していこうかという時代に、もし海田町が公会計制度であるならば、今回もしふるさと館が取り壊して畝保育所になるといたしますと、随分の負債が上がると私は判断していますけれども、そういう観点もできるという制度なんです。だから、総務省を研究してまいりますということですけれども、今からこれは本当にすごいスピードでこういう会計になっていくと予測はしておりますけれども、あくまでも先進的に町が取り組んで、そのときになったときに即移行できるようにしていくのか、言われるままにしていってまた乗りおくれるような行政をされていくのか、どちらでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）総務省改訂モデルというのも立派な公会計制度でございまして、今おっしゃいましたような資産についての減価償却とかそういうようなところも行われております。一番違いますのは、日々の収入について単年度の制度を使うか、複式簿記を使うかというところに大きな差がございしますが、単式簿記をやめてもいい、いわゆる単年度ごとの決算というものを完全に複式にしてもいいとなればいいわけですがけれども、現段階では単年度の決算というものも残し、さらに複式簿記も残すというのが基準モデル型ですから、これには相当な事務量を要します。ですから、決算統計というものを使って、残りの減価償却とかそういった民間の会計制度と混合した形である総務省改訂モデルというものを使いたいと。ですから、先ほどおっしゃいましたような減価償却の考え方とかそういったようなものは出てまいります。現に、これは本町よりも大きな組織、人員もある程度いる広島県におきましても、とても基準モデルではできないということで、総務省改訂モデルで事務を進めるという形になっております。なかなか基準モデルで行うのは難しいと思っておりますので。しかし、公会計制度というものは、これは今から各自治体の健全度をあらわすために必ず必要な制度でございしますから、総務省改訂モデルで進めるという形で現在研究を進めているところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今の総務省そのものが現金主義会計から発生主義会計の手法に取りかえるという動きが出ているので、そこまでも調査・研究されたらどうですかというのが趣旨なんですけれども、それはもうよろしいです。

続きまして、学級を柔軟に編制できるような仕組みの構築の施行日が来年4月1日から行われます。今回、学区編成の問題、それは定員の児童数の問題でバランスを欠いて

いる。南小がすごく多い。1年生に入学するメンバーも大変多い。また、ある角度では、学力に差がある原因もクラスの定数、いろいろな問題があるのではないかという論議がなされてまいりました。今回国が、私はこれはすごいことだと思うんですけども、要は各自治体が自分の小・中学校のクラス数は自分の自治体で決めてもいいですよ。これは県教育委員会と協議をして決めなくていいです、事後報告でいいですよという法律が通るわけです。そこで、海田町の今荒れている問題云々を含めたら、この制度をどのように活用して、子どもたちが伸びやかに、中学校、高校、社会に出たとき、高校に行ったときに通用する学力が備わるかどうか、その視点からいたしますと、海田町は先進的に小学校3年生まで、少人数学級といいましても、クラスを分けたわけではなくて、補助に教師をクラスに2人を配置したという段階で、クラスを少なくしたという、全然判断が違うわけです。今回は1年生だけは1クラス35人にしようという、ですから、海田町も小学校1年生だけは35人以下の学級を編制していくようにもなると判断しているんですけども、2年生、3年生に対しましては現行どおり少人数学級制度、補助教諭を入れては今後とも続投されるのでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）少人数学級編制につきましては、議員仰せのように、現行法の上では平成18年度から市町独自で学級編制をすることの制度そのものはございました。しかし、今おっしゃいましたように、県の協議を経ることなく市町独自でそれを手続きが緩和されたということが大きな改善点であろうかと思えます。したがって、来年度からの学級編制は一律、1年生においては35人学級の編制、しかし、一方では、県の事業において2学年も3学級以上においては35人の学級ということが来年度以降も継続される見通しであります。本町においてはさらに独自に、35人を満たさない学級においても非常勤講師を配置して、学級編制は変えませんが、複数配置による指導を実現しているのが実情でございます。私どもとしましては、その一定の人数要件によって配置をするということも大切ではありましたが、学級の実情にはそれぞれ異なる実情がございますので、その実情の中で最も有効な、非常勤講師を運用する改善手だてを現在考えております。したがって、学級の編制そのものを変えるということよりも、まずもう1段違う角度から、より効果的な非常勤講師の活用を来年度はしていき、その進捗、その効果のほどを判断しまして、先ほど教育長が答弁しましたように、今後は検討すべき課題であるという認識はございますので、段階的に判断してまいりたいと

いうふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）ということは、小学校3年生までは前年度と変わらず、同じ非常勤講師を配置するという判断でよろしいんですね。先ほども述べましたけれども、海田町の小・中学校、いろいろ仕組みを変えれば、学力をはじめ、よりよい、一人ひとりの子どもに視点を当てた教育が実現できるのではないかと判断しております。一番大事なことは、学力の面で言いますと、小学校5年生、6年生、ここで中学校の授業についていける児童、中学校に行ったら大変になるのではないかとという児童、これはバランスが随分厳しいメンバーが増えているのではないかと思っているわけですが、このことも踏まえたら、今回、来年4月1日、これは大きな変更理由ですが、各自治体で自由に編制して、事後届けでいいですよという、自由に柔軟に自治体で対応しなさいという法律になったわけです。そうしますと、小学校5年生、6年生、ここに視点を当てて、この仕組みの構築を利用するお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）先ほど申しましたように、これまでの町費の非常勤講師は人数要件によって一律配置していた制度でございました。しかし、来年度は人数要件によるものではなく各学校の実態によって、必要な実情がある学級の例えば教科のためにであるとか、課題の解決のためにであるとか、そういう目的主義によってこの非常勤講師を運用するように改善を考えております。したがって、今、議員がおっしゃいましたような、例えば5・6年の中に大きな課題があるという実情がありましたら、その学年の学級に非常勤講師を活用するという自由度ももたらせるものでございます。したがって、まずは本町のこの非常勤講師の活用・運用の効果をねらって、その進捗の度合によって今後を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）今までの予算、少人数の非常勤講師の予算執行率です。執行しなくてよかったと随分削減され、途中で減額補正をずっとしてきておりました。今の答弁と違うと私は思うんです。本当に海田町の子どもたちに真剣に取り組んでいるならば。減額補正のときには、それだけ要りませんでしたと、そういう答弁ばかりでございました。今の答弁からすると、減額にはならないはずですね。人数制限はないわけですから。先生の費用も変更なしですから、教職員の給与費は負担して、町には関係ないですね。それ

で、本当に今、中学校が荒れている。もっと子どもの目線に立って、教師の目が届く人数にして教育を受けさせてあげる。やはりそういう問題があるからこういう法改定が順次出てきているんだと思うんです。じゃ、法改定を出されても、海田町はこれを活用しないという。よそにもっといい小学校、中学校はたくさんあるわけですけども、県の平均からいきますと大変なわけですから、そういう意味も含めて国が制度を改定しているわけですね。それをもっと真剣に考えて、どうしたらこれを活用できるか、これをどの学年に活用すれば、子どもたちがより健やかに学校生活が楽しくなるか、もっと真剣に考えた答弁をしていただきたいんですけれども、その点はどのようにお考えでしょう。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）議員ご指摘のまず1点目の減額措置につきましては、学級のその後の変動によって、当初見込んでいた学級が増える、あるいは減ることに伴っての減額ですから、私どもとしては、この活用をフルに活用していないということはないものと考えております。

2点目につきましては、実際に費用を負担するというのは、これは市町で給与を負担するということですので、私どもの試算で言いますと、例えば来年度の学級の実情から、すべての学年を小・中学校で35人学級として編制した場合、新たに、そのために町として給料を負担する学級は14学級と見込んでおります。フルに35人学級にした場合ですね。そうしますと、例えば1人当たりの給与を仮に800万円近くであるというふうに考えますと、1億ぐらいの額が必要になってくると。そういうことを踏まえますと、まずは、先ほどから繰り返して申しておりますように、現在の町の非常勤講師で、学級編制は変えませんが、必要なところに必要な指導体制を加えていく、その効果のほどを見てその後の対応を検討していくというふうに考えておるところでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○11番（西山）変更ない。でも、ここには、都道府県は教職員の給与費を負担し、その定数を決定、県費負担教職員とあるんですけども、じゃ、この事後報告でいいというのは、町が単純に増やしてもいいけれども、あとは全部各自治体で出しなさいよという判断をせざるを得ないわけですね。今、数億要るということでしたけれども、私がせめてこの制度を活用したらどうかということは5・6年生に限定しております。最悪、6年生だけでもいいんです。中学校に行かれる前の子どもたちをいかに学力の差をなくし

ていくか。1人の教師がより多くの子どもたちに目を向けるんじゃないなくても、1人でも少ない生徒に目を向けて、その子の学力を伸ばすような授業ができる体制づくりのためにこの制度を使う。それはいろいろ町行政の施策展開ですから、私は何とも言えませんけれども、平成20年、21年、22年度の執行状況を見ますと、そのくらいの予算編成は不可能な財力のない町財政と判断いたしております。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（多幾山）先ほどの試算は全学年ということの試算ですので、議員がおっしゃいますように、特定学年ということになれば、またその予算規模も変わってこようかとは思いますが、しかしながら、そういった特定学年・学級に対しての私どもの現状の措置は、町費による非常勤講師の運用によるものを見きわめてまいりたいと。しかし、一方では、教育長が答弁いたしましたように、今後の情勢次第では検討すべき課題であるという認識はございますので、いろいろな策を練っていきながら、その必要性については判断していくべきところであると考えております。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は11時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、学校等の施設についてということでお尋ねいたします。ご存じのように、先には宮崎県においては口蹄疫で随分多くの家畜というか、牛・豚等が犠牲になっております。また、近くは鳥インフルエンザで、山口県とか宮崎県もそうですし、富山県においても鳥インフルエンザが蔓延しております。私の知る範囲では本町及び近郊においては大養鶏農家といたしますか、このようなのは知りませんが、本町の小学校や保育所に鳥小屋がつくられております。これらの場所に野鳥が自由に出入りし、鳥インフルエンザの中継点になってはならないと考えます。こういう施設への野鳥の出入りの管理といたしますか、侵入防止、これはどのようにされておるのか。何らかの対策、措置をとられておるのかどうか、お尋ねいたします。

次に、職員の指導教育ということでお尋ねいたします。最近、職員の態度が悪いとい
いますか、役場に来られた方に対する職員の対応の苦情が相当あります。私のところにも過去、住民課の職員の窓口対応が悪いということで聞きましたら、窓口に来られた方
に対し、根掘り葉掘り聞き出して、あげくの果ては、自分がわからんので、奥の方に行
って上司の命を受けたという。特にひどいのは税務課の職員であります。いろいろの形
で税金等を支払いに来られる住民に対し、まさに暴言まがいの言葉で対応するといいま
す。特に、通告書はここではAと出しておりますが、私は特にKということで読みかえ
て読ませていただきますが、これも特に事務局長の肝いりで、私は実名で出しておった
わけでありましたが、ここでは一応実名を控えてくれということなので、あえてKという
ことで申し上げます。このKという職員の対応が特に悪いという苦情が来まして、本人
に対して注意もしたのでありますが、全く聞く耳は持っておりません。職務であると平
然と対応するのであります。そこで、次の点についてお尋ねいたします。

まず、税金等を支払いに来られた町民に対し、少なくともありがとうございますなど
というような気持ちはないのか。そのような気持ちの教育はどのようにされておるのか、
お尋ねいたします。

次に、その税金等の一部は職員といいますか、我々議員もそうであります、町長も
しかり、そうであります、何分の1かはその報酬、給料になっておると考えます。
このようなことに対して、町民は我々の雇用主である、こういう考えを持たないのか、
その辺の指導はどうなっておるのか。町民のために働くのは、我々議員もそうでありま
すが、職員はもちろんのことであろうと思います。ご存じのように、地方公務員法、こ
れの95条あたり、100条近くに書かれております。職員は宣誓しなさいと。特に町民に
対して、すべての住民に対して公平に働くという宣誓もしなさいとなっております。こ
のような指導教育はどのようにしておるのかということでもあります。

次に、Kという職員に対する教育はどうなっておるか。特にこの個人に対しての教育
であります。

Kという職員の採用に至った経緯も改めて求めます。聞くところによると、県職のO
Bである、このようにも聞いております。どういうことで採用に至ったのか、お尋ねい
たします。

次に、延滞税の督促の発送であります。その督促状の到着確認をどのようにしておる
のか。ただ送ったから、それで督促状は着いておると解釈しておるのかどうかというこ

とお尋ねいたします。

次に、その督促で反応がなかった住民、町民に対して差し押さえ状を発送しておるということではありますが、その差し押さえ状の発送は特にどのようなときに送るのか。

また、差し押さえ状が本人に確実に到着したのかどうか、あわせて、督促状も本人に確実に到着しておるのかどうか、このことについての確認をどのようにしておるか、お尋ねいたします。

それから、以前いろいろ滞納者に対しては夜間の徴収、臨戸徴収を行っているということではありますが、ただ単にこのたびは督促状を送っただけで、その反応のない個人町民に対しても何らの対策もなしに、そのまま差し押さえ状等を送っておるようであります。先ほども言いましたが、督促状、差し押さえ状の到着確認、そこらをあわせて、重複しておりますが、お尋ねいたします。

先に大阪府警においては、任意取り調べ中に被疑者に対して暴言を吐いた、このような職員に対して通常裁判審理となった、こういう事例があります。本町のこのような、町民に非常に不快感を与える職員に対してどのような処罰、処遇をするのか、これもお尋ねいたします。

それから、税を払いに来ている町民に対して、いささかの不快感をも与えてはならないと考えますが、どのように町長はお考えになられますか。また、職員に対してその辺の接客といいますか、言動等をどう指導しておるのか。

特に、Kという職員が町民に対し過大な不快感を与えているが、先ほども言いましたように、県職のOBということで幾らか威張っておるのではないか。この職員に対する処遇はどのようにするのか。

そして最後に、このKという職員は課長と一緒に本人のところに、誤解を与えたというようなことで断りに行ったと聞いておりますが、その帰り際、私はただ法に従ってやっただけだという捨てぜりふを言って帰ったといいます。何のために貴重な時間を使って釈明に行ったのか。不快感を与えて帰るのならば、最初から勤務時間を利用してまで相手方に行く必要はなかったと思います。給料のうちである勤務時間、こういうものに対してどのような指導、本人も含めて、課長その他、指導のトップである副町長、あなたはどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。また、そういう捨てぜりふを行って帰らなきゃならないような経緯に至ったその説明も求めるものであります。以上であります。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問の1点目につきましては教育委員会から、2点目につきましては私から答弁いたします。

まず、職員の指導教育についての質問でございますが、1点目から3点目につきましては、町民の皆様の接遇につきましては親切丁寧に心をかけるよう指導しております。今後とも、納税者の方々に対して感謝の気持ちを持って対応するよう、指導や教育を進めてまいります。

4点目につきましては、徴収強化を図るということで、徴収嘱託員として採用したものでございます。

5点目につきましては、督促状は普通郵便で送付しており、地方税法の規定によれば、返戻されないときは送達されたと推定するものとされております。

6点目から8点目につきましては、納期までに納付がないときは、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないとなっております。督促状を送付して10日を経過した日までに納付されない場合は、通常、その後に文書による催告書を送付しております。それでも反応がない場合等に差し押さえ予告書を送付しております。また、督促状からの法的な一連の手続きとして、滞納されている方に給与差し押さえの予告通知をする際、会社へ給与照会を同時に出したものでございます。また、何度催告しても反応がない場合については、状況に応じて住所確認等の現地調査を行っております。

9点目から12点目につきましては、それぞれの事案等により異なりますが、処分といたしましては、注意から、悪質な場合は懲戒処分までございます。窓口での接客や電話等で不親切な対応があったときは、課長が担当者に直接注意など指導をし、また、朝礼等の職員ミーティングの場での指導をしております。本件につきましても同様に指導しております。この案件につきましては詳細の説明につきましては、個人的事案でありますので、控えさせていただきます。滞納整理を強化するためとはいえ、一部配慮が足らなかったことにつきましては、今後、町民の皆さんの権利を侵害しないよう心を配ってまいります。今後とも、町民の皆様と同じ目線に立って、住民サービスに努めていくよう職員を指導してまいります。

それでは、1点目につきましては教育委員会から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）前田議員の質問に答弁いたします。学校等の施設についての質問でございますが、鳥インフルエンザに対する対策として、学校では文部科学省の通知に基づき、手洗い、うがいの励行や野鳥との接し方について指導を徹底しているところでございます。学校施設では鶏は飼育していないものの、セキセイインコやウサギを飼育している学校もあります。今後は、子どもの情操教育にも配慮しつつ、鳥インフルエンザに関する情報をもとに指導を徹底してまいります。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今の学校施設といいますか、小鳥小屋の件ですが、教育長がおっしゃることはよくわかるんですが、私がここでお尋ねしておるのは、セキセイインコと言われましたか、そういう小鳥のえさを小鳥が食べに来るといいますか、野鳥がね。そのために、鳥小屋に自由に出入りして、そのことによってインフルエンザ菌とかの中継所、そうしてどこかに次々に伝染していくのではないか。だから、野鳥が小鳥小屋に自由に出入りできないように、多分宮崎かどこかにおいてもそうであったと思いますが、小さな穴があいておって、そこから野鳥が多分入ったのであろうということで、20万羽か何か何の鶏が処分されておりますが、そういうことで、いわゆる国民というか、多くの人に、不特定多数の人に迷惑をかけてはいかんのじゃないかということで、侵入の防止対策、この辺のことをお尋ねしておるのですね。児童・生徒のそういう手洗いの励行はもちろんのことではありますが、ここではそういうものが中継点になって媒介していかないかということで再度お尋ねします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（小谷）今の鳥小屋にかかわりましては、以前からいろんな手法で鳥小屋の施設、それを外部からの野鳥等が入らないように、または、時間がたつと金網のようなものが広がったりというようなことがありますので、そういった面での外部からの野鳥侵入を防ぐということをまず指導の徹底を図っていることが一つあります。それから、本町のある学校においては、こういう現実が出てきているということで、鳥小屋を廃止して、いわゆる昆虫館のような、カブトムシのようなものを育てる形をしようということで、もう既にそれに取り組んでおる学校もございます。そういったような方法、時期がいろんなことがありますので、それに応じた、またそれが子どもに被害が及ばないようにということも含めて今取り組んでいるところでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そういうことで、いろいろ情操教育ということでもありますから、ビオトープ等というものを含めていろんな方法があるかと思いますが、そういうことです。

町長、次の職員教育ですが、町長の言葉がまとめて3点ぐらい、4点ぐらいお答えになったということもあったり、私の方がメモをとり損うたというようなこともありますので、重複するかも知れませんが、再度一つずつ念を押しながら尋ねていきます。その中で特に、税収増のために県職OBを採用したと、こういうことではありますが、それはそれで非常にいいことであろうかとは思いますが、そのために町民に、まず最初からいきますと、差し押さえ状が届いたということで、金額は1万円ほどだそうです。そのために、勤務先にも両方に、本人はもちろんのこと、勤務先にまで送る必要があるのかどうか。それはそれとして、これはまた後でもう1回聞きます。その先に、督促状をまず発送するわけですね。聞くとところによると、2度送るんだそうです。この方のいろいろ過程を私の方で聞いたのが、特に幾つかある中でひどいのが、その督促状は届いていないと、こう言うんです。なぜ届かなかったのかということで、この方がその職員に聞いたんです。そういうもの、督促状なんかは来ていないと。送っておると。税金は払うけれども、今後こういうことがあっては困るので、なぜこういうところへ来たか調べてくれと、こういうことなんです。そうしたら、そんなことができるか、あんたが調べんさいと、こう言う。我々素人がどうやって調べるんな。本当に職員、あんたが送ったのか、送らんのか、それすらもわからんじゃないか。なぜなら、督促状が届いていないから。だから、送ったのかどうか調べようがないんだと言うて反論したところ、そんなことわかるか、おまえが調べいと。こういうふうなやりとりになったということで、相当な暴言に発展したと。こうなっておるんです、町長。県の優秀な職員OB。そういうことで、相当のやりとりになった。課長も後で見に来ておるんですがね。これでも、職務に従ったことであって、それが当たり前のことだと解釈されるのかどうか。二つ、督促状の到着確認をどうしておるのかということと、その件をお尋ねしたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）督促状の到着確認につきましては、町長答弁で申しましたとおり、返戻がない場合には到達したものとみなすという規定に沿ってやっております。

それから、2点目の、確かに来庁者に言葉のやりとりで過激な部分があったというふうに聞いておりますので、その部分につきましては私の方から注意したところでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）副町長も相当のやりとりの部分があったと認めておるということ。しかし、これには処遇が単なる注意ということでしょう。いいんですよ、私はもう県を退職になって退職金をぽろっともろうたけん、ここで仕事をしたか、せんかったか、どうでもいいんよ、あとは給料をもろうて孫の小遣いになりゃええんだよ、こんな考えでやっておるんじゃないかと思うんですよ、副町長。だから、さっきも言うた、職員教育の最高責任者はあなたなんですよ。どの程度の注意じゃったのか、もう1回そこを聞きたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）滞納整理のためとはいえ、住民に対して若干の大きな声を出す、そういう部分につきましては、これは県職OB、そういったことは関係なく、町の職員として、対応としてまずい、常に冷静な対応をするよう強く指導したところでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）あまりようわからんのじゃけれども、私はわからんけれども、例えばその方が県のどこにおられたのか知りませんよ、例えば税務担当におられたのかもわかりませんが、単に税収を上げるのみの職員じゃったら、そんな人は海田町にも、あるいは近隣にも県のOBは何ぼでもおられると思うんですよ。どうですか。それをやめさせて、新しい、もっとすばらしい人がおってじゃないですか。要るんですか、どうでも。なぜそこに固執せにやならんのか、聞きたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）徴収強化をするために県の税務課に人材のあっせんをして、いわゆる徴税の経験の豊富な職員という形であっせんを受けたものでございます。確かにこのたびのやりとりの中で不都合な部分はあったかと思いますが、徴収強化につきましては今回いろいろと滞納繰り越し分や延滞金の増額補正をさせていただくまでの効果が上がったと思っておりますので、本人がよければ、引き続き徴収強化に努めていただきたいと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）答弁が返っていないんです。ほかにも優秀な職員が、その人1人だけしかおってないんですか、ほかにもおってるんじゃないんですかと聞きよるんです。

それと、先ほど督促を送ったと。送ったら必ずしも到着するというものじゃないと思

うんです。過去、何年か前にもありました。年賀状で、アルバイトの学生がどこか川に捨てたとか。学生じゃったかどうかは忘れたけれどもね。そういう郵便物が迷子になる郵便も、調べてはおりませんが、年間、全国では相当数あるだろうと私は想像するんです。だから、今、町長、督促状を発送したら100%相手方に到着する、これはどのように認識されるのか、これを一つ聞きたい。それで、間違いがあるのなら、やっぱりその確認をまずすべきじゃないのかと思うんです。どうですか。先ほどの答弁漏れと、今の到着確認。町長は100%到着するのかどうかということで自信を持っておるのかどうか、これを聞きたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1点目につきましては、先ほど申しましたような、県の税務課からのあつせん内容からいっても、現在の海田町にとっては適任な職員だというふうに判断しております。

2点目につきましては、確かに未達の可能性もございます。ですから、こういった差し押さえ予告に至りますまでには、まず納税通知を行う、それから督促を行う、さらには催告書を行うというふうに何度かお送りしておりますので、そのいずれもが未達という可能性につきましては非常に少ないものと判断しております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）副町長、特に今回なぜこれでやかましゅう言わにやなんのかというのは、まず督促状が到達していないんですよ。差し押さえ状は届いたけれども、督促状が届いていない。それで、その差し押さえ状を勤務先にも送ったために、勤務先の社長が、おまえはどうなっておるんじゃと。1万円の税金も払えんのか、おまえのような者はうちに要らんのか。場合によっては解雇されるおそれもあった。そういうことがあるので、私の方から慌てて課長にお願いした。単に悪者になってくれ、事務手続きのうちのミスでこういうことが起きましたと、そう言うたら事が全部うまいこといくからと、こう言うたわけ。そうしたら、課長も素直に断りに行ってくれた。非常にありがたいね、町長。すばらしい部下を持ってあんたも幸せじゃろうと思うがね。ところが、その当の当該職員も一緒に同行して行って、帰り際に本人に向けて、わしゃ職務に従うてやっただけじゃとまた要らんことを言うて帰っておるんです。町長、どう思いますか。すばらしい職員かいの、副町長。それでもこの職員はまだ要るのかどうか。だから、さっきから言うておるんです。ほかにもっとすばらしい職員がおるだろうと、こう言うておるん

です。まして、OBだから。何でも過年度ということになると、去年、おとし、2年、3年前になっても、県の定年は何歳か知らんけれども、最高で65歳ぐらいまで行っても、今ごろなら70歳ぐらいの人でも、暴走族が大きな単車に乗れば暴走族じゃどうじゃと言うが、年寄りが大きな単車に乗るとライダーじゃと言うて格好ええような、すばらしい人もいっぱいおられるわけじゃから。すばらしい人がおるじゃろう。どうなのか。今の言葉と捨てぜりふの暴言とをどう思いますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）個別の事案になりますが、当該者につきましては複数回催告しても納めていただけなかったもので、差し押さえ予告と同時に差し押さえ手続きに着手したものでございます。差し押さえ予告を勤務先に送ったのではなしに、給与の差し押さえを行う手続きのために給与照会という手続きをとったということでございまして、この部分につきましては適法な処理だったと思っております。

それから、再度の答弁になりますが、現在の徴収強化を図るためには適任な職員だと思っておりますので、今後とも採用を継続したいと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今のそういう給与の照会か何か知らんけれども、確かにその人によっては、はっきり言うて、1万円ぐらいの金やったらそう大したあれじゃないと思うし。原因は何かというのは、先ほど来言うておるんですが、督促の未到着、ここにあるんです。これは言いませんけれども、いろいろ家庭の事情があって、ああ、なるほど、そういうことなら届かないこともあるであろうと。これは課長も先刻承知のとおりなんです。副町長にそのことが伝わっておらんのかもわからんがね。それであなたはわからないからそういう答弁に終始されるんじゃないかと思うんですが、ここでは多くは言いませんけれどもね。そこで、その到着確認、先ほど来やかましゅう言うておるんですが、町長、一つの提案ですが、まず1回目の督促を送った。無反応である。要するに、着いたか着いていないかわからん。督促は50円、電話等によってうまいことかけりゃ8円ぐらいで済むわけですが、何かそのような方法で別個に到着確認をする手段。電話、あるいは3回、電話なら5回かけても50円、8円じゃったら6回、7回かける。7回までぐらいやったら、うまいことかけりゃいくんじゃないかと思うんじゃないけれども、実際は、わしも知らんけれども、あれは3分間10円かね。それによって、かけようによったら8円ぐらいでとまるはずなんよね、公衆電話は。役場の電話は何ぼか知らんけれども。だから、今、

長くなりましたが、電話等で何か確認するとかいう手段はないかどうか、その考えを聞きたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）文書催告に加えまして電話催告という部分につきましては、これは現在検討しております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今そういうことで、検討するということですが、副町長、こういう問題が現実起きておるんだから、早くやらないといかんと、私はこう思うわけです。今から何かして検討するじゃどうじゃこうじゃというのは遅いんじゃないか。わからんけれども。その前にもう一つ、ついでに言います。税務課の職員が、町民が税金を払うためにカウンターの前に3人、4人並んでおるといんです。そのときに、座っておる職員がその人の顔を見て、自分で事務をとりよると、こういうわけです。本来ならそこで、目と目が合うたら、何の用事でしょうかとやるべきじゃないのか。そのことを口頭で課長に伝えた。そうしたら、指導しますということで、指導した。そうしたら、1カ月もせんうちに今回のこの問題がまた起きてきた。非常に情けない。町長、どう思いますかね。1カ月前に。私がいつか何かのときにも言うたと思うんですが、例えば黒い紙をひっくり返してすぐ真っ白にはならないよと。職員教育というのは特にそういうものだろうと。だから、黒いところはやがて灰色にして、多少の時間をかけて白くしなさいと。これは私は理念でそれをずっと言うてきた。ところが、今回2度続きだ。副町長、どう思う。そういうこともあなたは知らない。先ほど来も幾つか言う、わしも抑えておる部分もあるんですよ。これだけやかましゅう言うておりながら、抑えておるんです。だから、伝わらないところがある。これは課長、あんたの責任だよ。ちゃんと全部報告して一部始終やらなきゃだめだよ、こんなものは。自分で抑えてこの件もやるぞと言うておるんだから。だから、そがいな職員は要らないということを言うておる。優秀な職員はOBにはまだいっぱいおるじゃろう。そういうことを言うて、今言うた教育、副町長、また指導の責任者として。そこに来庁者と目と目が合うたら、少なくとも、何でしょうか、だったら、あなたは3番です、8番ですと。8番があるのかどうか知りませんよ。隣の窓口ですとかいうふうにして、職員がそこまで町民サービスすべきじゃと思うんです。どう考えますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）来庁者に対して十分なサービスができるように、さらに指導してまいりたいと思います。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）じゃ、それぐらいで。そういうことで、再発防止の観点で、二度とこういうことが起きないように。今のような、督促の返答がないが、前にそういう滞納者に対して臨戸徴収をやっておる、こういうのもあったので、その辺のことはどうなっておるのかわからんけれども、そうやって督促を送った。場合によっては、今は電話がほとんど携帯になったり、プライバシーやどうやらで電話番号がわからん、こういうのが非常にあるので、家に行ってメモをどこか、ポストかドアに挟んでくるか、いろんな方法があると思うんだけど、何かそうして極力町民に迷惑がかからんような方法をとる必要があるじゃろうと思うんよね。そこは副町長が言うとおりの、いろいろ検討していただかにやいかんのじゃないか、こういうふうに思うわけやね。どういうふうにされるのがいいか。私はまず、いずれにしても、二、三回、本人の自宅を訪ねるべきであろう、このように考えるんじゃないかと思う。そして、特に差し押さえ状なんていうのは、どなたがもらわれてもあまりうれしいものじゃないと思う。督促の場合はたまにあると思う。納期を忘れておったというか、ばたばたしておって、払いに行くのを忘れた、こういうこともあるかと思うので、その辺については多少寛大なものがあるのもいいと思うんです。だから、差し押さえを送るまでにしっかり調べて。都合のいいときは臨戸でやっておりますじゃどうじゃと言うたり、都合が悪うなったら、課長、臨戸徴収はやめたんじゃないかと言うてね。どこでどうなったのか知らんけれども、あんたらは都合のいいときと都合の悪いときと、答弁が変わるんよ。だから、町長、わしはこの辺がどうも納得できる。これは、副町長、これもあわせて。臨戸徴収はやらんならやらんでもいいし、あるときはやっておると言うし、あるときはいつの間にやらやめたと言う。その辺のことが我々は理解ができんのよね。

それで、こういうところでやかましゅう言わにやならんことになってくるんじゃないけれども、そういうすばらしい職員じゃと言うが、すばらしい職員なら、そがいな暴言を吐くようなことはないと思うんだがね、副町長。最後にそこをもう1回。強く注意して、暴言の。ただ厳しく注意はしましたと。あなたは口では強くかもわからんけれども、当の本人がどう感じておるのか。どこやら知らんが、馬の耳に東の方から風が吹くのか、柳か何か、ぬかに何たら、いろいろあるけれども、そんなものは聞き流しておる

かもわからん。だから、私がそがいな職員は要らんだろうと。もっとすばらしいOBがおるだろうに。最後に強くやかましゅう言うて終わるけれども、そういう、最後に言うた個別の臨戸、1回送って督促が届いたか、届かんか、それもわからんわけだから。ましてや郵便の到着確認というのは、役場は、さっきも言うたけれども、送った。送ったら100%到着するものではない。恐らく郵便局にも聞いてみにゃいけんかもわからんけれども、副町長、100%到着はしないと思うのでね。あなたらが言うておられる、何か知らんが、職員同士でかばい合いっこして。さっきも言うたように、町民があなたら、私らも含めての雇用主、雇い主なんよ。その雇い主に不快感を与えるようなことじゃ、これはもうまかりならんと思う。そがいな職員は、わしが言うとおりに、要らんと思う。町民のためにならん議員なんて要りゃせん。だから、我々は町民の代弁者なんだと、こうやって言うわけやね。代わって物を、町民の不快感をこうやって晴らせるかどうかは別として、こういう事態が事実があったということをはっきり言うておるわけ。直接本人が言うたら、先ほど副町長が言うとおりですよ、失礼な言動があった。町民は、門前払いじゃないけれども、そこでぼんとはね返されて泣いて帰っておるわけよ。情けない話じゃないですか。そういう職員は要らん。もっと厳しくやってね。これは要望に代えるけれども、本当は要望したくないんじゃないけれども、答弁は同じことの繰り返しになるから、これで終わりますが、しっかり検討してやってください。以上です。

○議長（久留島）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 37 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。日程第2から日程第11に至る各案件につきましては、新年度予算に関連する条例案、予算案でございます。各案件については日程順に執行部より説明を受け、議員全員による予算審査特別委員会に付託する予定でございますので、ご協力をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第2、第9号議案、督促手数料の廃止等に係る整備条例の制定につ

いてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第9号議案、督促手数料の廃止等に係る整備条例の制定について。納税者等の負担軽減を図るため、督促手数料の廃止等規定の整備を行うため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（花本）それでは、第9号議案、督促手数料の廃止等に係る整備条例の制定についての条例案についてご説明いたします。議案書2ページをお開きください。資料7の督促手数料の廃止等に係る整備条例新旧対照表もあわせてご参照いただきたいと思います。この督促手数料、1通について50円の廃止等に係るものは、海田町税条例、海田町後期高齢者医療に関する条例、海田町介護保険条例、海田町道路占用料に関する条例、四つの条例中の関係する規定の削除や文言の整理を行うものでございます。まず、第1条の海田町税条例の一部改正でございますが、第2条第2号の文中、督促手数料を削り、第21条の督促手数料を削除するものでございます。次に、第2条の海田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございますが、第5条の保険料の督促手数料を削除するものでございます。次に、第3条の海田町介護保険条例の一部改正でございますが、第8条の保険料の督促手数料を削除するものでございます。次に、第4条の海田町道路占用料に関する条例の一部改正でございますが、第6条第1項の督促手数料を削り、文言の整理を行うものでございます。また、第2項の督促手数料の額については、督促状1通につき50円とするのを削り、延滞金の率を日歩4銭から、道路法の規定に準じ、年14.5%の割合に改めるものでございます。また、第3項の延滞金の額についての年当たりの割合、閏年の日を含む年においても365日当たりの割合とするものでございます。施行期日としては、平成23年4月1日から施行するものでございます。経過措置といたしましては、4月1日施行の属する年度以後に賦課する税等について適用し、3月31日までの属する年度以前に賦課した税等につきましては、この条例の規定にかかわらず、従前の例によるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、第10号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第10号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい

て。暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額について、恒久化するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（伊藤） それでは、第10号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の4ページをお開きください。あわせて、資料8の条例新旧対照表と資料9の条例の一部を改正する条例の概要をお願いいたします。資料9の条例の一部を改正する条例の概要に基づきましてご説明いたします。資料9の2. イメージ図というところを中心にご覧ください。今回改正しようとするのは、第5条第1項の出産育児一時金の支給額についてで、出産に要する費用の実態を踏まえ、緊急の少子化対策の充実を図るための当面の施策ということで、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの経過措置として、35万円の支給額を暫定的に4万円引き上げ39万円としております。この現行規定を恒久化するため、時限措置の附則を削り、本則の35万円を39万円に改めるものでございます。なお、平成21年1月から開始されております産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合の産科医療補償分3万円の加算については現行どおりでございます。なお、施行期日は平成23年4月1日からでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島） 以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 日程第4、第11号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 第11号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。子育てしやすい環境づくりのため、入院医療費助成の対象者を中学生まで拡大するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島） 福祉課長。

○福祉課長（窪地） それでは、第11号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の5ページをお開きください。資料につきましては、資料10の海田町乳幼児等医療費助成条例新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料10の新旧対照表で説明させていただきます。今回の改正は、平成23年4月から、中学生の入院に係る医療費の自己負担費用を公費で助成するた

め、所要の改正を行うものでございます。改正する内容でございますが、用語の定義を定めた第2条第1項第3号中の乳幼児等の範囲を、満12歳を満15歳とし、対象者を定めた第3条第1項第2号中の年齢部分を、12歳を15歳に改めるものでございます。施行日は平成23年4月1日でございます。なお、経過措置といたしまして、この改正条例の施行前の医療費の助成につきましては、従前どおりとするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第12号議案、海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第12号議案、海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定について。海田東公民館の冷暖房設備の改修に伴い、全館冷暖房方式から各部屋ごとのコインタイマー方式にしたことにより使用料の見直しを行うため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（青木）第12号議案、海田町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の6ページをお開きください。あわせて、資料11の海田町公民館条例新旧対照表及び資料12の海田東公民館使用料の改正についてをご覧ください。今回の改正は、海田東公民館の冷暖房設備の改修に伴い、使用料の見直しを行うものでございます。改正の内容でございますが、主に資料12の海田東公民館使用料の改正についてでご説明いたします。海田東公民館の冷暖房設備改修工事を実施し、コインタイマーの導入を行います。今回の設備改修は、全館一斉の操作で冷暖房の管理を行っていた設備から、各室を個別に冷暖房管理ができるような設備にしました。改正後の使用料は、今回の改正に伴って、平成13年に行いました会館等の施設使用料の見直しをしたときの使用料から、平成13年の見直しをした当時の冷暖房費相当分を除いた額としました。なお、コインタイマーによる冷暖房設備の使用料は、各部屋に設置された冷暖房機の1時間当たりの電気料金を考慮して、100円といたします。改正後の使用料についてご説明します。区分の中の視聴覚室、実習室、和室については、現行の500円から平成13年当時の冷暖房費相当額61円を引いて端数処理をした440円とすることとします。区分の中の会議室、講座室については、現行の380円から平成13年当時の冷暖房費相当額

47円を引いて端数処理をした330円とすることとします。大会議室については、現行の660円から平成13年当時の冷暖房費相当額110円を引いて550円とすることとします。以上、海田町公民館条例の海田東公民館の使用料の改正についてのご説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、第13号議案、平成23年度海田町一般会計予算から日程第11、第18号議案、平成23年度海田町水道事業会計予算までは一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第13号議案から第18号議案まで一括上程させていただきます。平成23年度海田町一般会計外5会計予算。第13号議案から第18号議案までを一括でご提案申し上げます。平成23年度海田町一般会計外5会計予算につきましては、施政方針で申し上げました施策を中心に編成しております。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、平成23年度一般会計、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の概要につきまして、お手元にお配りしております第13号議案から第17号議案及び資料13から資料17及び資料20により一括してご説明いたします。各会計の予算については、資料20の予算の概要にまとめておりますので、予算の概要により要点のみをご説明させていただきます。

まず、一般会計についてご説明いたします。2ページをお願いします。平成23年度予算編成の基本的な考え方についてでございますが、平成23年度予算編成に当たっては、

1、平成23年度から始まる第4次海田町総合計画の仕込みの年として、ひと輝く・四季彩のまち かいたの実現に向けた各種施策の推進に財源を重点的に配分すること、2、これまで取り組んできた子育てしやすいまちづくりの実現に向けた事業や、安全・安心で健康なまちづくりのための事業を継続・拡大して取り組むこと、3、将来世代へ過度の負担を残さない持続可能な行財政運営を実現するため、引き続き、身の丈に合った簡素で効率的な行財政運営に努めることの3点に配慮し、予算を編成いたしました。

3ページをお願いします。平成23年度の一般会計の当初予算額は85億6,200万円で、平成22年度と比べて2億3,700万円、2.8%の増となっております。特別会計、水道事業会計の予算額については会計別予算額の表に掲げておりますが、一般会計、特別会計を

合わせた予算規模については148億2,626万円で、3億3,711万8,000円、2.3%の増となっています。

次に、5ページから9ページにかけては、予算のポイントについて、項目ごとに新規拡充事業を掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、10ページをお願いします。平成23年度の歳入予算でございますが、10ページに歳入予算一覧表を掲載しております。具体的な内容については11ページ以降により説明させていただきます。11ページをお願いします。ここでは、自主財源と依存財源の構成比について、平成20年度から平成23年度までの比較を行っております。平成23年度の自主財源比率は55.7%で、平成22年度に比べて3.2ポイント減少しております。12ページをお願いします。まず、本町の歳入の基幹であります町税でございますが、法人町民税の増などにより1億3,175万4,000円、3.3%の増を見込んでおります。その内訳については中ほどの内訳表のとおりでございます。13ページをお願いいたします。町債につきましては、臨時財政対策債の増額等により8,680万円、15.0%の増となっています。なお、平成23年度末の町債残高につきましては、平成22年度残高見込みから5億円近く減少し、92億円程度になると見込んでおります。14ページをお願いします。プライマリーバランスでございますが、平成23年度予算においても、引き続き、町債発行額よりも償還する公債費の方が多いため、約6億円の黒字となっております。15ページをお願いします。地方交付税につきましては、特別交付税の減額はあるものの、普通交付税の増額により1億2,753万3,000円、15.6%の増を見込んでおります。16ページをお願いします。繰入金につきましては、1億3,702万8,000円、41%の減を見込んでおります。主な基金残高の見込みについては下の一覧表のとおりでございます。その他の歳入の内容につきましては17ページから25ページにかけて掲載しております。

それでは、26ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。一般会計目的別歳出予算一覧表により、主なものにつきまして説明させていただきます。議会費につきましては、3,487万8,000円、35.5%の増となっております。主な増額の理由は、議員年金制度廃止に伴う議員共済会負担金の増によるものです。総務費につきましては、4,196万3,000円、4.1%の減となっております。主な減額の理由は、一般管理職員給与費事業費の減や国勢調査事業費の減などによるものです。民生費につきましては、3億4,146万2,000円、11.1%の増となっております。主な増額の理由は、子ども手当等支給事業費や生活保護費給付事業費の増によるものです。衛生費につきましては、6,428万

3,000円、8.9%の増となっております。主な増額の理由は、疾病予防事業費や焼却炉棟解体整備事業費の増などによるものです。土木費につきましては、1億6,831万2,000円、17.5%の減となっております。主な減額の理由は、中店小学校線道路改良事業費や海田総合公園整備事業費の減などによるものです。消防費につきましては、951万4,000円、2.7%の増となっております。主な増額の理由は、消防車両整備事業費の増によるものです。教育費につきましては、2,372万6,000円、3.8%の増となっております。主な増額の理由は、小・中学校改修事業費の増などによるものです。その他の内容につきましては27ページから33ページにかけて掲載しております。続きまして、性質別の歳出予算でございます。34ページをお願いいたします。一般会計性質別歳出予算一覧表で対前年度比等を掲載しております。主な増減理由につきましては、目的別の増減理由と重複する部分が多いので、省略させていただきます。なお、性質別の増減理由については35ページから42ページにかけて掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、公共下水道事業特別会計の予算について説明させていただきます。44ページをお願いいたします。初めに、予算規模につきましては14億1,903万6,000円で、平成22年度当初予算と比べて6,699万2,000円、4.5%の減となっております。

次に、歳入の概要について説明させていただきます。使用料及び手数料につきましては、接続件数の増加などに伴い、1,518万1,000円、3.1%の増となっております。町債につきましては、歳出での事業費の減額に伴い、6,800万円、14.8%の減となっております。なお、46ページには町債発行額の推移、町債残高の推移を掲載しております。平成23年度末の町債残高は約95億円となる見込みです。

続きまして、歳出の概要でございますが、47ページをお願いいたします。事業費につきましては、公共下水道整備事業費の減などにより6,472万7,000円、11.0%の減となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計の予算について説明させていただきます。56ページをお願いいたします。初めに、予算規模につきましては30億3,299万1,000円で、平成22年度当初予算と比べて4,404万9,000円、1.5%の増となっております。

次に、58ページをお願いします。歳入の概要について説明させていただきます。国民健康保険税につきましては、被保険者の所得割額の減少などにより3,847万4,000円、6.1%の減となっております。

続きまして、歳出の概要でございますが、63ページをお願いいたします。保険給付費

につきましては、退職被保険者等の療養給付費が大きく伸びることなどにより5,333万円、2.5%の増となっております。

続きまして、介護保険特別会計の予算について説明させていただきます。70ページをお願いします。介護保険特別会計の予算規模につきましては、保険事業勘定と介護サービス事業勘定を合わせた合計額が15億7,604万円で、平成22年度当初予算と比べて1億5,159万9,000円、10.6%の増となっております。

次に、71ページをお願いいたします。歳入の概要について説明させていただきます。保険事業勘定の歳入につきましては、平成22年度と比べて1億5,131万2,000円、10.7%の増となっております。保険給付費の増加に伴い、支払基金交付金、国・県支出金及び繰入金などが増加しています。

続きまして、歳出の概要でございますが、77ページをお願いいたします。保険事業勘定の保険給付費につきましては、サービス利用の増加等に伴い1億4,680万5,000円、10.9%の増となっています。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の予算について説明させていただきます。84ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計の予算規模につきましては2億3,619万3,000円で、平成22年度当初予算と比べて2,799万円、10.6%の減となっています。

次に、歳入の概要について説明させていただきます。後期高齢者医療保険料は、被保険者の所得割額の減少などにより2,461万3,000円、11.3%の減となっています。

続きまして、歳出の概要でございますが、87ページをお願いいたします。後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料徴収額の増額に伴う広域連合への保険料納付額の増額により2,765万3,000円、10.6%の減となっています。

次に、議案を説明させていただきます。第13号議案をお願いいたします。平成23年度海田町一般会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を85億6,200万円と定めております。第2条は債務負担行為についてでございます。9ページにおいて2件の債務負担行為について、事項、期間及び限度額を定めております。第3条は地方債についてでございます。10ページから11ページにかけて6件の起債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。第4条は一時借入金についてでございます。最高額を7億円と定めております。第5条は歳出予算の流用についてでございます。各項の経費の金額を流用することができる場合として、給料、職員手

当及び共済費の同一款内での流用と定めております。

続きまして、第14号議案をお願いいたします。平成23年度海田町公共下水道事業特別会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を14億1,903万6,000円と定めております。第2条は地方債についてでございます。4ページにおいて3件の起債について起債の目的等を定めております。第3条では、一時借入金について最高額を7億円と定めております。

続きまして、第15号議案をお願いいたします。平成23年度海田町国民健康保険特別会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を30億3,299万1,000円と定めております。第2条では、一時借入金について最高額を5,000万円と定めております。第3条では、各項の経費の金額を流用することができる場合として、保険給付費の各項に計上された予算の同一款内での流用と定めております。

続きまして、第16号議案をお願いいたします。平成23年度海田町介護保険特別会計予算でございますが、第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を15億6,399万1,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を1,204万9,000円と定めております。第2条では、一時借入金について最高額を3,000万円と定めております。第3条では、各項の経費の金額を流用することができる場合として、保険給付費の各項に計上された予算の同一款内での流用と定めております。

続きまして、第17号議案をお願いいたします。平成23年度海田町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額を2億3,619万3,000円と定めております。第2条では、一時借入金について最高額を3,000万円と定めております。

なお、1カ所訂正がございますので。後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料徴収額の減額に伴い、広域連合への保険料納付額の減額により2,765万3,000円、10.6%の減に訂正させていただきます。

以上で平成23年度海田町一般会計をはじめ各特別会計予算の概要についての説明を終わります。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（市川）それでは、続きまして、第18号議案の平成23年度海田町水道事業会計予算につきましてご説明いたします。第18号議案をお願いいたします。第2条の業務の予定量といたしまして、給水戸数1万2,100戸、年間総配水量331万9,000立方メートル、1日平均配水量は9,068立方メートルを予定しております。続きまして、第3条の収益

的収支の予定額の事業収益は4億2,978万4,000円、また、事業費用は4億1,140万9,000円で、差引き、平成23年度におきましては22年度より463万7,000円多い1,837万5,000円の利益を見越しております。続きまして、第4条の資本的収支の予定額の資本的収入に関しましては1,587万3,000円を予定しております。また、資本的支出は1億8,342万2,000円としております。平成23年度は、22年度の石原配水池に引き続きまして国信浄水場、国信配水池の耐震診断を行う予定としております。なお、差引き不足額の1億6,754万9,000円につきましては、内部留保資金であります当年度分の損益勘定留保資金等で補てんする予定としております。続きまして、第5条には一時借入金の限度額、第6条には流用禁止項目、第7条には棚卸資産の購入限度額を定めております。

また、資料18に予算説明書、19に予算明細書、21に予算の概要、30に工事箇所図を載せておりますので、ご参照ください。

以上で水道事業会計予算の説明を終わります。

○議長（久留島）財政課長、先ほど後期高齢者の訂正箇所がありましたね。これをもう一度お願いします。

○財政課長（臼井）後期高齢者医療特別会計の予算の概要の87ページをお願いいたします。後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料徴収額の減額に伴い、広域連合への保険料納付額の減額により2,765万3,000円、10.6%の減となっております。ということで、当初は保険料徴収額の増額にというふうな説明をしておりまして、増額と減額の間違いでございますので、訂正させていただきます。

○議長（久留島）わかりました。

以上で全議案の説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。第9号議案、督促手数料の廃止等に係る整備条例の制定についてから第18号議案、平成23年度海田町水道事業会計予算までの10議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第9号議案から第18号議案までの10議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することと決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員とし

て、議長は議会運営上、中立公正の立場から、委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決めます。

この際、ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。委員の皆さんは委員会室にて委員長、副委員長の互選を行い、議長に報告をお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 1 時 4 0 分 休憩

午後 1 時 5 0 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいま予算審査特別委員会の委員長に崎本議員、副委員長に多田議員と決定しておりますので、ご報告いたします。

この際、お諮りいたします。平成23年度予算審査特別委員会の審査のため、3月5日から3月23日までの19日間、休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、3月5日から3月23日までの19日間、休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。大変お疲れさまでした。

午後 1 時 5 1 分 散会